

提供年月日	平成29年11月22日
担当部課	教育委員会事務局 学校教育課
担当者	馬野
連絡先電話番号	077-587-6017

就学援助制度における新入学児童生徒学用品費等の入学前支給について

1 就学援助制度とは

市内に在住し、公立の小中学校に在籍する児童生徒の就学に必要な経費の負担に困窮している保護者に対し、学校給食費、学用品費、校外活動費及び修学旅行費等を給付しています。

また、給付対象となる保護者の要件としては、生活保護の停止又は廃止、市民税の非課税又は減免、児童扶養手当を支給されている方、若しくは、世帯全員の収入が生活保護基準の1.2倍以下の方等となります。

2 新入学児童生徒学用品費等の現状と課題

現在、新入学児童生徒学用品費等（小学校 40,600 円／中学校 47,400 円）は、入学後の7月に支給しています。

しかし、それでは、保護者負担をする時期から支給までに時間が空き過ぎることで、就学援助制度の効果が薄れるといった懸念がありました。

そこで、平成30年度の新入学児童生徒学用品費等から、保護者が負担する時期の本年度末（平成30年3月）に入学前支給が出来るよう制度の見直しをしました。

3 入学前支給の制度概要

①支給対象者

小学校及び中学校新1年入学予定者で申請の有った者

※入学前支給か現行の新年度7月の通常支給かのどちらでも可とします。

②所得の認定基準年

入学前支給：前々年の所得（平成28年）

新年度の支給：前年の所得（平成29年）

※入学前支給の審査で不決定となっても、通常支給で再申請することは可とします。

③転出等をされた場合

支給した新入学児童生徒学用品費等は返還を求めない。

④転入をされた場合

既に、他市町で支給を受けている方には支給しない。

4 入学前支給の方法（予定）

①1月広報に入学前支給について掲載

※現小学校6年生については、2学期末に案内文書を送付します。

※2月初旬に全児童生徒に配布する「就学援助費のお知らせ」に追記します。

②受付期間は、1月初めから2月15日までとします。（受付は学校教育課）

③審査の後、3月に保護者へ支給します。

（裏面につづく）

5 入学前支給対象児童生徒数・支給金額

新小学1年生	30人×40,600円	小計1,218,000円
新中学1年生	41人×47,400円	小計1,943,400円
合計	71人	3,161,400円

参考：新入学児童生徒学用品費等の対象品目

小学校または中学校に入学するために必要な学用品、ランドセル、カバン、通学用服、上履など